

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、本件は京都市電子入札システムによる電子入札対象物件です。

平成19年5月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名称

鳥羽水環境保全センター 2号流動炉焼却機械設備工事

(2) 工事場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森地内

(3) 工期

契約日から平成22年3月19日まで

(4) 工事概要

本工事は、耐用年数を経過し、老朽化が著しい多段炉焼却設備の更新に当たり、より安定的な汚泥処理を図るために、流動炉（処理能力150t/日・wet）を設置するものです。

ア 流動炉 1基

定格能力 150t/d (wet)

平均ケーキ水分 78%

焼却温度 約1,123K (850℃)

イ 流動ブローア 1台

吐出量 250m³/min

電動機 220kW

ウ 空気予熱器 1基

ガスーガス熱交換器，交換熱量 約8,000MJ/h

エ 集塵機 1基

パルス空気洗浄式

オ 排煙処理塔 1基

水噴霧式冷却脱硫塔（節水型）

カ 誘引ファン 1台

吐出量 350m³/min

電動機 150kW

キ 配管，ダクト及び計装設備 1式

(5) 工事実施方法

この工事は，特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）による共同施工方式とします。

2 入札参加に必要な資格

この公告に係る一般競争入札に参加できる者は，次に掲げる条件をすべて満たす者で，一般競争入札参加資格の確認においてその資格があると認められた者としません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 平成19年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

(3) 一般競争入札参加資格申請の締切日から落札決定の日までの期間に，京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止

の期間が含まれていないこと。

- (4) 共同企業体として、4に定める条件を満たしていること。
- (5) 本件は、原則として京都市電子入札システム（電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者の名義のもので、かつ、落札決定の日時までの間において有効であるものに限ります。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データ等を送受信するシステムをいいます。以下「電子入札システム」といいます。）により、入札に係る手続を行います。

なお、入札参加希望者が電子入札により難いやむを得ない理由がある場合は、事前に管理者の承諾を受けることにより、紙による入札（以下「紙入札方式」といいます。）を認めることとします。

3 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員数

共同企業体の構成員数は、2社とします。

(2) 構成員の資格条件

ア 代表者となる構成員は、建設業法第27条の23の規定による最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（この入札日の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます。以下「経営規模等評価結果通知書」といいます。）の「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」に係る総合数値が共に1000点以上であり、平成9年以降に国内において単独又は共同企業体の代表者として、炉本体を自ら設計及び製作し、1炉当たりの処理能力が100t/日以上汚泥流動炉の設置に係る施工実績（元請によるものに限ります。）を有すること。

イ 代表者以外の構成員は、経営規模等評価結果通知書の「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」に係る総合数値が共に1000点以上であり、かつ、上記アに掲げる施工実績又は官公庁所管の焼却施設における100 t/日以上の汚泥流動炉の設置に係る施工実績（元請によるものに限ります。）を有すること。

ウ 建設業法の定めるところにより、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。

(ア) 代表者となる構成員にあつては監理技術者、代表者以外の構成員にあつては監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

(イ) 監理技術者及び主任技術者については、この工事に対応する1級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ウ) 代表者となる構成員及び代表者以外の構成員に係る監理技術者又は主任技術者にあつては、平成9年以後に、それぞれ上記ア又はイに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20パーセント以上のものに限ります。）。

なお、工場製作期間とそれ以外の期間の技術者は同一の者である必要はありません。

(エ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

(3) 構成員の重複の禁止

共同企業体の各構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることができません。

(4) 結成方法

結成方法は、自主結成とします。

(5) 出資比率

構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大であることとします。

なお、出資比率の下限は、25パーセント以上とします。

4 入札参加希望者の申出方法

- (1) この入札に参加しようとする者は、入札参加申出書に次に掲げる書類を添付し、電子入札システムに到達させることとします。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しなかった者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 施工実績調書

ウ 技術者配置予定調書

エ 最新の経営規模等評価結果通知書の写し

オ 委任状（必要な者のみ）

カ 共同企業体協定書

キ その他別に定めるもの

ク 上記ウで予定している技術者の雇用を証明する書類及び資格証明の写し

- (2) 電子入札システムにより入札手続を行う者（以下「電子入札申請者」といいます。）の場合

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加希望申出書（用紙交付）に次に掲げる書類を添付し、4(4)の受付期限までに電子入札システムに到達させること。

イ アで添付する書類の容量が1MBを超える場合は、4(3)イの場所及び4(4)の受付期限までに持参し提出すること。

- (3) 紙入札方式により入札手続を行う者（以下「紙入札方式申請者」といいます。）の場合

ア 入札に参加しようとする者は、入札参加希望申出書（用紙交付）に上記(1)アからクに掲げる書類を添付し、イの場所及び4(4)の受付期限までに持参し提出

すること。

イ 申出書等提出場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局 本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

(4) 入札参加希望申出の受付期限

公告の日から平成19年6月5日(火)まで

午前9時から午後5時まで(ただし、申出書等を持参する者は、正午から午後1時までを除きます。)

(5) この入札に関する書類の作成の費用は、入札に参加しようとする者の負担とします。また、提出された書類は、返却しませんが、本市において無断で使用しないものとします。

5 設計書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

平成19年5月25日(金)から同年6月5日(火)まで

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)

(2) 交付場所

京都市中京区常真横町187番地

株式会社 平安工業

電話 (075) 231-1177

(3) 交付方法

設計書及び設計図書については、上記(2)の交付場所に、あらかじめ電話で予約

したうえで、電子入札申請者は「入札参加希望申出書受信確認通知」の写し、紙入札方式申請者は上下水道局総務部用度課（以下「用度課」といいます。）受付印を押印した「入札参加希望申出書」の写しにより交付（有償）を受けるものとします。

6 入札参加資格の確認結果通知等

(1) 電子入札申請者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信します。

(2) 紙入札方式申請者の場合

電話により通知します。

(3) 通知予定日

平成19年6月15日（金）

(4) 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

入札参加希望申出書の提出は、直ちに入札参加有資格者につながるものではなく、本件入札参加資格確認において、入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができます。

理由の説明を求める場合は、平成19年6月22日（金）午後5時までにその旨記載した書面を上記4(3)イの場所まで持参し提出すること。

7 現場説明日時及び場所

無

8 入札方法等

(1) 電子入札申請者の場合

ア 電子入札システムによる入札参加希望を申し出していない場合は、同システムを利用しての入札を認めないこととします。

イ 入札データを9(1)の入札期間内に電子入札システムに到達させることとします。

ウ 入札手続が不可能となった場合

電子入札システムを利用して入札手続を行う者が、システム障害又はICカードの失効、閉塞、破損等の理由により、電子入札システムでの入札手続が不可能となった場合は速やかに用度課に連絡し、用度課担当者の指示に従うこと。

なお、連絡がない場合又は入札手続を行わない場合は、入札無断欠席扱いとなり、入札参加停止の措置を採るものとします。

(2) 紙入札方式申請者の場合

入札書を上記4(3)イの場所及び9(1)の入札期間内に持参し提出すること。その際、入札書は記名押印し封筒に入れ、のり付け、割印すること。

(3) 入札者は、送信済又は提出済の入札金額の訂正又は撤回をすることはできません。

(4) 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を入力すること。

(5) 入札に当たっては、事前に予定価格を公表します。

9 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成19年6月28日（木）、6月29日（金）及び7月2日（月）

午前9時から午後5時まで（ただし、持参による提出者は正午から午後1時までを除きます。）

(2) 開札日時

平成19年7月3日(火)

午前9時から開札し、落札者を決定します。

なお、落札者に対しては、落札した旨を開札日の午後5時までに、以下のとおり通知します。

ア 落札者が電子入札申請者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信すること。

イ 落札者が紙入札方式申請者である場合

電話により通知します。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア 電子入札申請者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信します。

イ 紙入札方式申請者である場合

入札執行結果を平成19年7月4日(水)から上記4(3)イの場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームページにおいて公表します。

(4) 落札者の決定方法等

落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

(5) 低入札価格調査を適用するため、入札参加者は、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させることとします。また、添付する容量が1MBを超える場合は、入札予定期間中に用度課に持参することとします。ただし、持参するときは、その旨を記載したファイルを添付した入札書の提出（インターネットを通じてシステムに到達させること。）が必要となります。

なお、持参により提出する場合は、積算内訳書に記名及び押印が必要となります。

1 0 入札の執行結果の公表

上記9(3)イに示した方法により公表します。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 必要（10パーセント以上）。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

1 2 入札の無効又は失格

次の各号のいずれかに該当する入札は無効又は失格とします。

(1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札の参加資格があると認めた者が行ったとき。

(2) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。

(3) 予定価格を超える金額で入札したとき。

(4) 入札者が1度に2以上の入札データを到達させたとき。

(5) 入札者が入札に際し不正の行為をしたとき。

(6) 有効な入札の全てが予定価格と同額であるとき。

- (7) 低入札価格調査が適用される場合において入札の際に入札価格内訳書が添付、又は提出されないとき。
- (8) その他京都市上下水道局契約規程又は管理者の定める入札に関する条件に違反したとき。

1 3 その他

- (1) 前払金 有
- (2) 部分払金 有
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(3)イに同じ。
- (5) この工事に直接関連する他の工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定に有無 無

1 4 Summary

- (1) Subject matter of the contract:
The second fluidized bed incineration machine construction
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:5 June, 2007
- (3) Time-limit of tenders:5:00p.m. 3 July 2007
- (4) Contact point for tender documentation:
Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto
12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan
PHONE 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)